

和歌山市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年3月29日

和歌山市監査委員	伊藤隆通
同上	森田昌伸
同上	尾崎方哉
同上	藪浩昭

第1 監査の期間

平成29年9月11日から平成30年2月9日まで

第2 監査の対象

- 1 紀州おどり開催交付金
- 2 まちなかキャンドルイルミネーション・竹燈夜開催交付金
- 3 食祭開催交付金
- 4 和歌山城市民茶会開催交付金

第3 監査の項目

1 財政援助団体関係

- (1) 補助金等の申請に係る手続きの適正性
- (2) 補助金等に係る申請書類の提出等の適時性
- (3) 補助金等に係る会計経理の適正性
- (4) 財政援助所管課に提出した書類との適合性
- (5) 精算報告及び返還金処理の適正性
- (6) 会計経理上の責任体制の確立
- (7) 内部統制の有効性
- (8) 監査の独立性の確保
- (9) 事業の計画性及び有効性

2 所管課関係

- (1) 補助金等の交付決定の適法性
- (2) 交付目的及び補助対象事業内容の明瞭性
- (3) 補助金等に関する条件の明瞭性
- (4) 補助金等の額の算定及び手続きの適正性
- (5) 実績報告書等による補助金等の効果及び条件履行の確認
- (6) その他

第4 監査の結果

監査の結果は次表のとおりである。一部において整備を要する事項が見受けられたので、今後、より適正な事務の執行を望むものである。

なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

1 紀州おどり開催交付金

監査対象年度	平成28年度
監査実施日	平成30年1月9日から11日まで
財政援助団体	和歌山市紀州おどり実行委員会
所管課	産業まちづくり局 観光国際部 観光課
補助金額	12,635,000円
監査結果	交付金の確定及び精算処理において、紀州おどり開催交付金交付要綱第2条第2号では、交付金の額は、総事業費から交付金以外の収入を差し引いた額とすることが定められているが、交付金以外の収入を差し引かずに交付金額を確定させたため余剰金が生じていた。余剰金を返還させた上、今後は交付要綱に基づき適正に処理されたい。

2 まちなかキャンドルイルミネーション・竹燈夜開催交付金

監査対象年度	平成28年度
監査実施日	平成30年1月9日から11日まで
財政援助団体	竹燈夜実行委員会
所管課	産業まちづくり局 観光国際部 観光課
補助金額	2,340,128円
監査結果	おおむね良好であった。

3 食祭開催交付金

監査対象年度	平成28年度
監査実施日	平成30年1月9日から11日まで
財政援助団体	和歌山市“食”のイベント実行委員会
所管課	産業まちづくり局 観光国際部 観光課
補助金額	6,322,105円
監査結果	おおむね良好であった。

4 和歌山城市民茶会開催交付金

監査対象年度	平成28年度
監査実施日	平成30年1月9日から11日まで
財政援助団体	和歌山城市民茶会実行委員会
所管課	産業まちづくり局 観光国際部 観光課
補助金額	1,545,362円
監査結果	おおむね良好であった。